

秋 田 市 の 概 要

1 位置、気象

東経140度06分13秒、北緯39度43分12秒（市役所）、日本海に面して秋田県のほぼ中央に位置し、北西の季節風が強く、春から夏にかけては日本海側特有のフェーン現象による南東の風が強く吹き、冬季積雪量は市街地で約0.5メートル、山村部で約1.0メートル、厳寒期の最低気温は零下10度に達する気象状況であります。

面積等

面 積	東 西	南 北
906.07 Km ²	43.03 Km	46.20 Km
海 抜（市役所）	6.95m	

2 変 遷

秋田の地が行政的役割を果たすのは、天平5年（733）に大和朝廷が蝦夷の地であった秋田を律令国家に組み込み、出羽国の政治、軍事、文化をとりしきるために秋田城を設けた時からとなります。

中世には日本海一円を制覇した安東（秋田）氏が、日本最古の海事法規集「廻船式目」で、三津七湊の一つに数えられた土崎湊（現在の秋田港）を、日本海海運の拠点として北国廻船の隆盛を築きました。この時代に秋田の経済、文化発展の基礎が築かれたとも言われています。

藩政期になって日本海を南下し下関、瀬戸内海を経て大阪に到る西回り航路が開通すると、土崎湊は直接上方市場と結びつき、往来する帆船は「北前船」と呼ばれ日本経済の大動脈となりました。

慶長7年（1602）常陸太田（茨城県）の城主佐竹義宣が、関ヶ原の戦いで中立的な立場をとったことにより秋田に国替となり、同9年、久保田城（現在の千秋公園）を築城し、約270年にわたって秋田は佐竹氏の城下町として栄えました。市内中心部のまちの構造は、城下町時代の町割りがその原型となっています。

明治22年（1889）全国38の市制施行地の一つとして「秋田市」が誕生しました。当時の戸数は約6,600戸、人口約29,300人、市域は6.9平方キロメートルで現在の132分の1でありました。以来、先人たちのたゆまぬ努力により幾多の困難を克服し、輝かしい歴史を築いてきました。

日本海のなだらかな海岸線に面し、太平山の緑濃い山並みに抱かれ、雄物川、旭川、岩見川が静かに流れる「自然豊かな」秋田市は、人、まち、くらしをともにつくり、ともに生きることを基本理念とし、豊かで活力に満ちたまち、緑あふれる環境を備えた快適なまち、健康で安全安心に暮らせるまち、家族と地域が支えあう元気なまち、人と文化をはぐくむ誇れるまちを目指しています。

秋 田 市 消 防 の あ ゆ み

- 昭和23. 3 秋田市消防本部発足、秋田、土崎常備消防部を秋田、土崎消防署と改組した。
〃 初代消防長に猪股量造が就任した。
〃 秋田市消防団設置条例設定。秋田消防団12分団526人、土崎消防団 5 分団293人とした。
24. 10 消防職員定数を122人とした。
12 秋田市火災予防条例、秋田市危険物保安条例を制定した。
〃 消防職員定数122人を126人とした。
25. 3 保戸野大火が発生した。
4 消防職員定数126人を154人とした。
9 消防職員定数154人を155人とした。
11 第2代消防長に坂本秀雄が就任した。
26. 1 秋田消防署電話交換台一斉指令装置を設置した。
6 秋田市隣接町村消防応援協定を締結した。（河辺郡和田町外14ヵ町村）
11 秋田市消防団設置規則公布、新屋分団を消防団とし、3 団、22分団819人とした。
10 消防職員定数155人を161人とした。
27. 4 消防職員定数161人を160人とした。
28. 1 第3代消防長に手賀義雄が就任した。
10 秋田市消防関係条例、規則の改廃を行った。分遣所を出張所と改称した。
29. 10 周辺12か村を秋田市に合併。秋田市消防団を1 団、16地区隊、75分団、定数2,138人とした。
〃 消防団長に小泉四郎が就任した。
30. 1 南秋田郡金足村を秋田市に合併し、1団、17地区隊、83分団、定員2,361人とした。
〃 消防無線局を開局した。（中短波）
3 国家消防本部から秋田市消防本部、秋田市消防団に表彰旗が授与された。
〃 消防長事務取扱に助役藤井喜太郎が就任した。
5 第4代消防長に伊藤千代吉が就任した。
31. 3 金足地区隊5 分団を3 分団とし、1 団、17地区隊、81分団、定員2,361人とした。
5 消防職員定数160人を169人とした。
32. 3 秋田県市町村非常勤消防団員等公務災害補償組合に加入した。
33. 3 放水長制度を定め24人を選任した。
34. 1 消防団地区隊内の分団合併により、1 団、17地区隊、65分団、定員1,867人とした。
3 消防団運営に関する規程を制定。顧問制を設け初代顧問に小玉孝次郎、鈴木伝八、藤井雄治、穂積孝悌の4 人が就任した。
4 水防倉庫を太平、中島に建設した。
6 消防職員定数169人を175人とした。
35. 5 消防出張所の名称を方位名から地名に変更した。
6 秋田消防署手形出張所を新築開所した。

- 37. 1 消防無線局を変更開局した。（超短波無線）
 - 3 火災予防条例を全部改正した。
 - 〃 土崎消防署寺内出張所を新築移転した。
 - 6 消防職員定数175人を185人とした。
 - 〃 秋田消防署新屋出張所に消防車1台、職員10人を増配置した。
 - 12 消防団長に阿部広治が就任した。
- 38. 4 救急病院10か所を指定し、救急車 1 台、救急隊員 8 人で救急業務を開始した。
 - 6 消防職員定数185人を188人とした。
 - 10 消防長事務取扱に第二助役斎藤石雄が就任した。
 - 12 秋田消防署牛島出張所を新築開所した。
- 39. 11 消防本部と秋田消防署を八橋字片田添に新築移転した。
 - 〃 旧秋田消防署庁舎に秋田消防署保戸野出張所を開所した。
 - 〃 秋田消防署川尻出張所を廃止した。
 - 〃 秋田市地域防災計画を作成した。
- 40. 4 消防団を改組（地区隊を分団、分団を部、部を班に改称）し、1 団、30分団、定員1,669人とした。
 - 〃 第5代消防長に中山正一が就任した。
 - 〃 消防団長に銭谷小太郎が就任した。
 - 8 秋田消防署保戸野出張所を保戸野愛宕町に新築移転した。
 - 12 屈折梯子付消防ポンプ自動車（15m級）1 台を秋田消防署に配置した。
- 42. 4 「秋田市職場家庭防火の日」を毎月10日と定めた。
- 43. 8 消防副士長を階級制とした。
- 44. 4 消防職員定数188人を191人とした。
 - 10 船舶火災の消火に関する秋田海上保安部と秋田市消防本部との業務協定を交わした。
- 45. 5 専任救急隊を秋田消防署に編成した。
 - 12 救急指令センターを開設した。
 - 〃 土崎消防署を土崎港西三丁目に新築移転した。
- 46. 9 秋田空港における航空機事故に対する消防救難活動に関する協定を締結した。
- 47. 3 秋田消防署長野下出張所を南通宮田に新築移転した。
 - 〃 消防職員定数191人を200人とした。
 - 5 消防本部に庶務、警防の2課を設置した。
- 48. 4 消防職員定数200人を215人とした。
 - 6 火災予防条例を全部改正した。
 - 10 小型動力ポンプ付積載車6 台を消防団に配置した。
 - 11 土崎消防署将軍野出張所を土崎港東四丁目に新築開所した。
 - 12 梯子付消防ポンプ自動車（32m級）1 台を秋田消防署に配置した。
 - 〃 消防ポンプ自動車2 台を消防団に配置した。（計画台数10台）
- 49. 4 消防職員定数215人を224人とした。
 - 6 秋田県下消防本部相互応援協定を締結した。（17消防本部）

- 49. 11 救助工作車1台を秋田消防署に配置した。
- 50. 4 消防職員定数224人を226人とした。
- 51. 3 消防署の望楼監視を廃止した。
 - 4 第6代消防長に越後谷忠光が就任した。
 - 〃 消防職員定数226人を228人とした。
 - 〃 救急業務規程の全部を改正した。
- 52. 3 石油コンビナート防災用大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車各1台を土崎消防署に配置した。
 - 4 消防職員定数228人を232人とした。
 - 5 消防団組織を改正し、1団、25分団、56部、130班、1,604人とした。
 - 〃 消防団長に辻兵吉が就任した。
- 53. 4 消防職員定数232人を238人とした。
 - 〃 消防本部に予防課を新設し、警防課を警備課と課名を改称して3課とした。
 - 8 消防団員服制要綱を制定し、袴天を略服に改めた。
- 54. 3 秋田消防署保戸野出張所を保戸野中町に新築移転した。
 - 4 消防職員定数238人を240人とした。
- 55. 4 秋田消防署長野下出張所を廃止し、城東消防署を手形字西谷地に署員42人を配置し、新築開署した。
 - 〃 秋田消防署の屈折梯子付消防ポンプ自動車（15m級）を城東消防署に移動配置した。
 - 〃 消防職員定数240人を243人とした。
- 56. 4 消防職員定数243人を245人とした。
 - 6 秋田空港における航空機事故に対する消防救難活動に関する協定を再締結した。
- 57. 3 照明電源車1台を城東消防署に配置した。
 - 4 第7代消防長に畠山吉次が就任した。
- 59. 4 秋田消防署牛島出張所を隣地に新築移転した。
 - 〃 第8代消防長に近藤政義が就任した。
 - 〃 消防職員定数245人を250人とした。
 - 〃 消防本部に防災対策室を新設し、3課1室とした。
 - 6 津波警報用サイレン3基（下浜長浜公民館・向浜事業所・雄物川左岸）を新設した。
 - 10 秋田市地域防災計画を全面修正した。
 - 12 秋田消防署新屋出張所を新屋比内町に新築移転した。
- 60. 4 消防団員の定年等に関する要綱を制定した。
 - 〃 消防職員定数250人を253人とした。
 - 5 消防職員安全衛生管理規程を制定した。
 - 6 危険物の規制に関する規則を制定した。
 - 9 当市初の幼年消防クラブを結成した。
 - 11 消防本部、秋田消防署庁舎を改築した。
 - 12 消防警防規程を制定した。
 - 〃 消防通信規程を制定した。

- 60. 12 消防本部に通信指令課を新設し、4課1室とした。
- 61. 3 土崎消防署寺内出張所を隣地に新築移転した。
 - 12 泡消火薬剤備蓄タンク（20kℓ）を土崎消防署に設置した。
- 62. 4 消防署配置の司令車を廃止し、通信指令課に指令車を配置した。
 - 〃 4週6休制の試行を開始した。
 - 〃 消防本部にファクシミリ専用加入電話を設けた。
 - 8 大雨洪水により、市内各河川が氾濫し災害対策本部を設置した。
 - 10 消防長が姉妹都市（パッサウ市）提携3周年記念式典に出席のため西ドイツを訪問した。
 - 12 屈折梯子付消防ポンプ自動車（25m級）1台を秋田消防署に配置した。
 - 〃 秋田消防署の梯子付消防ポンプ自動車（32m級）を城東消防署に移動配置し、屈折梯子付消防ポンプ自動車（15m級）を廃車した。
- 63. 9 消防団員の定年等に関する規程を制定した。
 - 12 秋田消防署の救助工作車をクレーン付救助工作車に更新した。
- 平成元. 3 城東消防署手形出張所を廃止し、城東消防署広面出張所を広面字堤敷に新築移転した。
 - 4 4週6休制を開始した。
- 2. 1 消防本部毎日勤務部署の土曜（第2、第4）閉庁を開始した。
 - 4 第9代消防長に菅原貞治が就任した。
 - 6 火災調査規程を制定した。
 - 〃 消防団長に加賀屋三郎が就任した。
 - 8 秋田市地域防災計画を全面修正した。
- 3. 2 秋田消防署勝平出張所を新屋勝平町に新築開所した。
 - 4 第10代消防長に中山富治が就任した。
 - 〃 警備課を警防課と課名を改称し、救急救助係を設置した。
 - 6 通信指令課指令台と無停電電源装置（C V C F）の接続工事を施工完了した。
 - 7 秋田自動車道消防相互応援協定を締結し、覚書を交わした。
 - 8 職員任用規程を廃止した。
- 4. 4 消防職員定数253人を291人とした。
 - 〃 秋田南消防署を御野場二丁目に新築開所し、署員36名、クレーン付救助工作車等を配置した。
 - 5 当市消防本部初の救急救命士が誕生した。
 - 7 第21回東北地区支部消防救助技術指導会を秋田市八橋運動公園で開催した。
 - 8 隔日勤務部署の4週7休制を開始した。
 - 9 消防長が姉妹都市（蘭州市）提携10周年記念式典に出席のため中国を訪問した。
 - 12 土崎消防署大型高所放水車を梯子付消防ポンプ自動車（40m級）兼高所放水車に更新した。
- 5. 1 毎日勤務部署の4週8休制を開始した。
 - 3 消防職員および機械器具の定数等に関する規程を廃止した。
 - 4 第11代消防長に桜田博道が就任した。
 - 〃 消防団長に長谷部周治が就任した。
 - 〃 秋田消防署に高規格救急自動車を配置し、救急救命士が搭乗、運用を開始した。

- 5.11 秋田県広域消防相互応援協定を締結した。(18消防本部)
- 6.3 秋田市消防団旗を更新した。
 - 4 消防職員定数291人を340人とした。
 - 〃 秋田消防署新屋出張所を新屋分署とした。
 - 〃 土崎消防署に高規格救急自動車を配置し、救急救命士が搭乗、運用を開始した。
 - 〃 土崎消防署に水難救助車を配置した。
- 12 秋田県広域消防相互応援協定の再締結を行い、覚書を交わした。
 - 〃 一般市民に対しての普通、上級救命講習会を開始した。
- 7.4 第12代消防長に細部 勲が就任した。
 - 〃 城東消防署に高規格救急自動車配置し、救急救命士が搭乗、運用を開始した。
- 9 高規格救急自動車および救急救命士の愛称を市民から募集し、それぞれ「ドルフィン」「ネオセイバー」に決定した。
 - 〃 緊急消防援助隊秋田県隊代表機関として、秋田市消防本部が登録された。
 - 〃 水難救助隊員認定制度を開始した。
 - 〃 第一製薬株式会社から高規格救急自動車1台を寄付受納した。
- 10 隔日勤務部署の4週8休制を開始した。
 - 〃 秋田消防署に調査担当員2人を配置した。
 - 〃 本部原調車を配置した。
- 11 秋田市消防救助隊員資格認定要綱を策定施行し救助隊員の認定登録制度を開始した。
- 8.3 秋田マリーナに津波警報サイレンを1基増設した。(計4基)
 - 〃 災害監視システム整備工事を完了した。
- 4 土崎消防署飯島出張所を飯島前田表に新築開所し、所員12人、普通消防ポンプ自動車1台を配置した。
 - 〃 防災対策室が市長部局へ配置替えとなる。
 - 〃 第1級陸上特殊無線技士を通信指令課に配置した。
 - 〃 消防署に調査係を設置した。
- 10 秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則を制定した。
- 12 緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練が初めて開催された。
- 9.3 通信指令課の災害地点検索装置を更新した。
 - 〃 消防団員の定年等に関する規程を改正し、団員の定年を65歳にするとともに、任用資格の上限を45歳に引き上げた。
- 4 土崎消防署の普通消防ポンプ自動車を救助工作車兼消防ポンプ自動車に更新した。
 - 〃 第13代消防長に高橋弘が就任した。
 - 〃 庶務課を総務課に、通信指令課を指令課と課名を改称した。
 - 〃 消防本部予防課に調査係を設置した。
- 5 平成9年度、総務庁から交通事故における一般市民による応急手当普及促進方策のためのモデル地区事業の委託を請けた。
- 12 資機材搬送車を新規購入した。
- 10.2 新屋救急を災害対応特殊救急車(高規格救急車)として更新した。

- 10. 2 後方支援車を新規購入した。
- 3 救急指揮支援車を新規購入した。
- 4 自動車電話・携帯電話からの119番通報受信（代表受信）を開始した。
- // ファックスによる119番通報受信を開始した。
- 11. 3 秋田市地域防災計画の第16次修正を行った。
- 4 第14代消防長に高橋秀夫が就任した。
- // 消防団長に中泉松之助が就任した。
- // 秋田県消防防災ヘリコプターの救助隊員として職員2人を派遣した。
- // 消防職員定数340人を355人とした。
- 7 土崎消防署外旭川出張所を外旭川字八幡田に新設開所し、所員12人、普通消防ポンプ自動車1台を配置した。
- 12 秋田市消防計画を作成した。
- 12. 2 財団法人日本宝くじ協会から救急普及啓発広報車1台を寄付受納した。
- 8 緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練を新屋旧空港跡地で開催した。
- 10 国際消防救助隊編成協力市町村として登録した。
- 13. 3 通信指令システムを更新し消防総合通信指令システムとして運用開始した。
- 4 第15代消防長に佐藤正敏が就任した。
- // 国際消防救助隊員として職員8人が登録された。
- 14. 4 警防課の救急救助係を救急係と係名を改称した。
- 11 城東消防署広面出張所に高規格救急自動車を配置し、救急救命士が搭乗、運用を開始した。
- 15. 4 第16代消防長に畠山茂が就任した。
- // 消防本部に救急課を新設し、5課とした。
- // 消防団員定数を1,544人とした。
- // 署および分署の係制から職および事務分担制とした。
- 8 秋田市消防職員姉妹都市等交流国際研修のため職員をアメリカ合衆国アラスカ州キナイ半島郡に派遣した。
- 10 ドイツ・パッサウ市秋田市長公式訪問に職員が同行し、パッサウ市を訪問した。
- // 秋田県民共済から広報1を寄付受納した。
- 16. 3 秋田消防署の救助工作車Ⅱ型をⅢ型に更新した。
- // 秋田消防署保戸野出張所を廃止し、秋田消防署本署へ編入した。
- // 秋田市地域防災計画の第17次修正を行った。
- 4 第17代消防長に藤枝禮助が就任した。
- 12 I P電話からの119番通報受信を開始した。
- 17. 1 消防職員定数355人を400人とした。
- // 河辺町、雄和町を秋田市に合併し、消防団組織を1団、32分団、定数2,204人とした。
- 6 救命ボート（船外機付）1隻を新たに外旭川出張所に配備した。
- 9 第一ファルマテック株式会社から高規格救急自動車1台を寄付受納した。
- 12 自動車電話・携帯電話からの119番通報（直接受信）を開始した。

18. 2 財団法人日本消防協会から秋田市消防団指揮車の寄贈を受けた。
 - 4 市町合併に伴い、指令システムの一元化を行うとともに、河辺戸島に「無線中継所」を設置し、運用を開始した。
 - 〃 新たに女性消防団員 3 人を採用し、団本部に配置した。
 - 7 秋田市御所野下堤五丁目地内に秋田市消防訓練場を整備した。
 - 〃 一般消防職員による A E D の運用を開始した。
 - 9 気管挿管認定救急救命士の運用を開始した。
19. 1 第18代消防長に石川勝直が就任した。
 - 2 薬剤投与認定救命士の運用を開始した。
 - 4 消防救助規程を制定した。
 - 〃 高度救助隊を設置し運用を開始した。
 - 〃 女性消防団員 2 人を採用し団本部に配置した。
 - 9 第62回国民体育大会（秋田わか杉国体）、第 7 回全国障害者スポーツ大会（秋田わか杉大会）消防特別警戒を実施した。（9 / 28 ~ 10 / 9、10 / 13 ~ 10 / 15）
20. 4 女性消防団員 5 人を採用し、団本部に配置した。
 - 12 土崎消防署の高規格救急自動車を更新した。
21. 2 土崎消防署の化学消防ポンプ自動車を更新した。
 - 4 第19代消防長に加藤哲実が就任した。
 - 〃 消防団員定数を 2,100 人とした。
 - 〃 女性消防団員 4 人を採用し、団本部に配置した。
 - 12 城東消防署の高規格救急自動車を更新した。
22. 1 城東消防署の化学消防ポンプ自動車を水槽付消防ポンプ自動車に更新した。
 - 2 城東消防署広面出張所の消防ポンプ自動車を更新した。
 - 3 土崎消防署の指揮車を更新した。
 - 〃 統合型位置情報通知システムの運用を開始した。
 - 4 第20代消防長に佐藤賢治が就任した。
 - 7 女性消防団員 3 人を採用し、団本部に配置した。
 - 8 キナイ半島郡交流訪問団を受け入れた。
 - 〃 秋田消防署勝平出張所の外壁改修工事（第 2 期）を実施した。
 - 9 秋田消防署の屈折はしご付消防ポンプ自動車を更新した。
 - 〃 土崎消防署飯島出張所の屋上防水工事（第 2 期）を実施した。
 - 11 秋田消防署新屋分署の消防ポンプ自動車を水槽付消防ポンプ自動車へ更新した。
 - 12 城東消防署広面出張所の高規格救急自動車を更新した。
23. 1 秋田消防署牛島出張所の水槽付消防ポンプ自動車を更新した。
 - 3 総務省消防庁から支援車の無償貸与を受けた。
 - 4 第21代消防長に佐藤肇が就任した。
 - 〃 消防団に方面制を導入した。（中央、北部、南部、河辺、雄和）
 - 7 女性消防団員 4 人、また新たに機能別団員 9 人を採用し、団本部に配置した。
 - 9 城東消防署庁舎の耐震補強および庁舎改修工事を実施した。

- 23. 12 河辺消防署の高規格救急自動車を更新した。
- 24. 1 秋田消防署勝平出張所の屋上防水工事（第3期）および内装改修工事を実施した。
 - 〃 秋田消防署新屋分署の水槽付消防ポンプ自動車を更新した。
 - 2 土崎消防署将軍野出張所の水槽付消防ポンプ自動車を更新した。
 - 3 日本消防協会から秋田市消防団（秋田中央分団）に救助資機材搭載型車両が交付された。
 - 4 第22代消防長に海野達雄が就任した。
 - 〃 総務省消防庁から県指揮隊車が無償貸与された。
 - 6 機能別団員10人を採用し、団本部に配置した。
 - 10 東日本大震災を受け既設の津波警報用サイレンを改修するとともに3基（土崎港相染町地内・境川街区公園・国土交通省秋田防災ステーション）を新設した。（計7基）
- 25. 1 秋田南消防署の救急自動車を更新した。
 - 〃 河辺消防署本署の水槽付消防ポンプ自動車を更新した。
 - 2 秋田南消防署の屋上防水工事を実施した。
 - 〃 救急指揮支援車を更新した。
 - 〃 総務省消防庁から支援車Ⅲ型が無償貸与され、人員輸送車として配置した。
 - 3 土崎消防署本署の救助工作車を更新した。
 - 4 第23代消防長に小林博美が就任した。
 - 〃 消防団長に海野達雄が就任した。
 - 〃 秋田市消防団機能別団員設置要綱を制定した。
 - 〃 消防団員の定年等に関する規程を改正し、任用資格の上限を50歳に引き上げた。
 - 5 土崎消防署を秋田市土崎港西四丁目地内に新築移転した。
 - 〃 女性消防団員1人を採用し、団本部に配置した。（計20名）
 - 〃 退職した消防団員13人を機能別団員（1号団員）として採用し、所属分団に配置した。
 - 7 社会医療法人明和会中通総合病院から煙中体験訓練資機材が寄付され、城東消防署へ配置した。
 - 11 秋田南消防署の化学消防ポンプ自動車を更新した。
 - 12 土崎消防署寺内出張所の消防ポンプ自動車を更新した。
- 26. 1 秋田市防火基準適合表示要綱を制定した。
 - 2 津波災害時の秋田市消防団活動・安全管理マニュアルを策定した。
 - 〃 総務省消防庁から秋田市消防団（土崎北分団）に救助資機材搭載型車両が無償貸与された。
 - 3 河辺消防署雄和分署の救急自動車を更新した。
 - 10 秋田消防署牛島出張所の改修工事を実施した。
 - 11 市立病院救急ワークステーション試行運用を開始した。
 - 〃 城東消防署の梯子付消防ポンプ自動車を更新した。
 - 12 城東消防署の消防ポンプ自動車を更新した。
 - 〃 水難救助車を更新した。（土崎消防署配置）
- 27. 4 第24代消防長に森合和美が就任した。
 - 〃 秋田南消防署と河辺消防署を統合した。

- 〃 総務課に消防団担当を設置した。
- 〃 予防課に違反処理担当を設置した。
- 27. 6 秋田南消防署河辺分署を秋田市河辺和田字北条ヶ崎27番地1に新築移転した。
- 11 秋田消防署勝平出張所の水槽付消防ポンプ自動車を更新した。
- 12 土崎消防署飯島出張所の消防ポンプ自動車を更新した。
- 28. 3 秋田消防署の救急自動車を更新した。
- 4 第25代消防長に佐藤好幸が就任した。
- 〃 消防職員定数400人を410人とした。
- 〃 消防無線のデジタル化に伴い新指令システムに移行した。
- 〃 津波警報サイレンを防災安全対策課へ移管した。
- 5 秋田南消防署雄和分署を秋田市雄和妙法字上大部48番地1に新築移転した。
- 29. 1 土崎消防署外旭川出張所の水槽付消防ポンプ自動車を更新した。
- 3 土崎大型化学高所放水車の運用を開始した。
- 〃 土崎消防署の救急自動車を更新した。
- 〃 秋田県広域消防相互応援協定を見直した。
- 4 消防団長に大島昌良が就任した。
- 9 城東消防署の救急自動車を更新した。
- 〃 「ねんりんピック秋田2017」が行われ消防警備を実施した。
- 30. 1 秋田消防署の消防ポンプ自動車を更新した。
- 2 秋田南消防署の救助工作車を更新した。
- 3 土崎消防署に救急自動車を配備し、土崎救急2として運用を開始した。
- 〃 秋田消防署の指揮車を更新した。
- 4 消防力適正配置調査を実施した。
- 〃 違対象物に係る公表制度を実施した。
- 8 モバイル映像伝送システムを開始した。
- 9 北海道胆振東部地震が発生し、秋田県統合機動部隊が出動した。（秋田市隊7隊30名）
- 31. 2 秋田南消防署雄和分署の化学消防ポンプ自動車を更新した。
- 〃 秋田南消防署の指揮車を更新した。
- 〃 秋田消防署の救助工作車を更新した。
- 31. 4 第26代消防長に伊藤弥真彦が就任した。
- 〃 秋田市消防山岳救助隊が発足した。
- 令和元. 6 多言語三者通話サービスを開始した。
- 9 秋田南消防署の救急自動車を更新した。
- 10 台風第19号被害により、宮城県丸森町に秋田県大隊が出動した。（秋田市隊5隊23名）
- 〃 土崎消防署のはしご付消防ポンプ自動車を更新した。
- 12 秋田南消防署河辺分署の消防ポンプ自動車を更新した。
- 令和2. 1 総務省消防庁から高機能救命ボートが無償貸与された。
- 2 令和元年度台風19号への緊急消防援助隊出動に対し、消防庁長官表彰が授与された。
- 〃 土崎消防署の火災原因調査車を更新した。

- 令和2.2 山岳救助隊に山岳救助車および山岳救助資機材を整備した。
3 山岳救助車の運用を開始した。
4 第27代消防長に工藤琢磨が就任した。
〃 国際石油開発帝石株式会社からN-95マスク1000枚が寄贈された。
7 秋田消防署新屋分署の大規模改修工事を実施した。
10 秋田南消防署雄和分署の救急自動車を更新した。
〃 総務省消防庁から津波・大規模風水害対策車が無償貸与された。
〃 秋田南消防署雄和分署の消防ポンプ自動車を更新した。
- 令和3.2 消防本部予防課の本部原調車を更新した。
3 秋田南消防署冷暖房設備工事を実施した。
4 消防団長に永澤靖雄が就任した。
〃 管理・企画担当を総務課に新設し、消防団担当を総務課から警防課に移行した。
9 土崎消防署外旭川出張所屋上防水工事を実施した。
〃 秋田消防署新屋分署の救急自動車を更新した。
11 総務省消防庁から呼吸保護用マスクおよび防じん機能付き吸収缶を20式無償貸与された。
12 城東消防署の城東指揮車を更新した。
- 令和4.2 秋田消防署の化学消防ポンプ自動車を更新した。
7 秋田大学医学部附属病院とドクターカー運用に関する協定を締結した。
9 秋田消防署の救急自動車を更新した。
12 総務省消防庁から呼吸保護用マスクおよび防じん機能付き吸収缶を5式無償貸与された。
- 令和5.3 資機材搬送車を更新し、秋田消防署牛島出張所に配置した。
4 消防職員定数410人を445人とした。
10 消防本部庁舎大規模改修工事を完了した。
- 令和6.1 土崎消防署の救急自動車を更新し、運用開始した。
〃 秋田市消防本部応急推進キャラクター提助を制定した。
4 第28代消防長に渡辺邦博が就任した。
〃 消防団長に倉田芳浩が就任した。
〃 本部指名調査員として21名を指名した。
11 緊急援助隊北海道東北ブロック合同訓練を秋田市を主会場として開催した。
〃 第33回全国救急隊員シンポジウムを秋田市を主会場として開催した。
〃 土崎消防署寺内出張所と土崎消防署將軍野出張所を統合し、土崎消防署寺内出張所として秋田市寺内字三千刈142番地に新設開所した。

市 勢 と 消 防 の 現 況

人口・世帯

世 帯 数	人 口			人 口 密 度
	計	男	女	
138,083	293,116	138,362	154,754	323.5/ km ²

署別管轄状況

署 別	面 積 (km ²)	市街地面積 (km ²)	人 口
秋 田 消 防 署	161	28.46	96,003
土 崎 消 防 署	143	19.39	72,985
城 東 消 防 署	115	12.19	76,186
秋 田 南 消 防 署	487	5.92	47,942
計	906	65.96	293,116

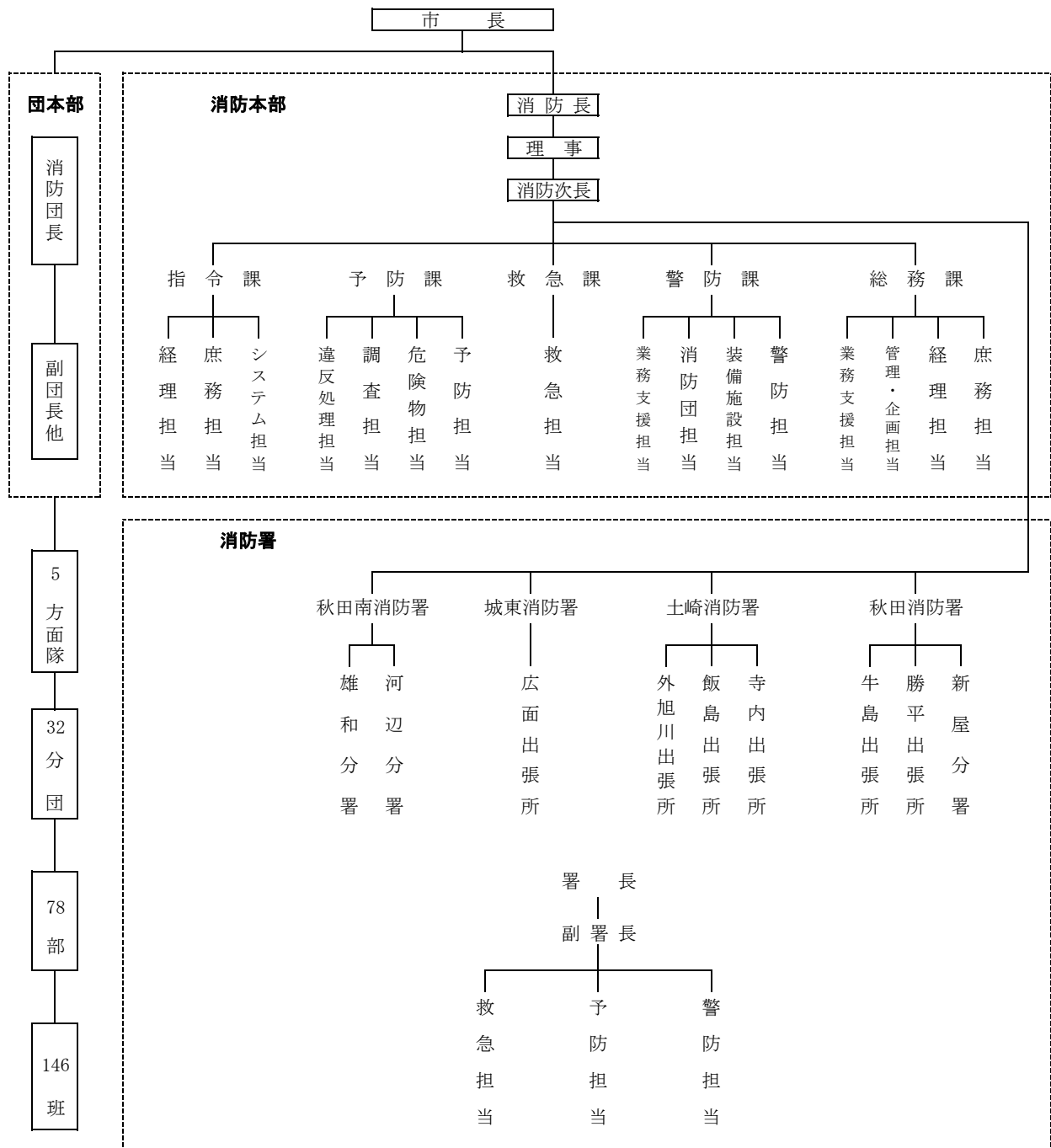
消 防 力

常 備	1 本部		4 署	3 分署	6 出張所			
	職 員	消防自動車等	救 急 車	その他車両	消 防 ・ 救 急 無 線 局			
	419	57	12	7	基地局	移動局	固定局	可搬局
					7	145	5	1
非常備	1 団		5 方面隊		32分団			
	消 防 団 員		ポンプ自動車		小型動力付積載車		小型動力ポンプ	
	1,483		7		94		40	

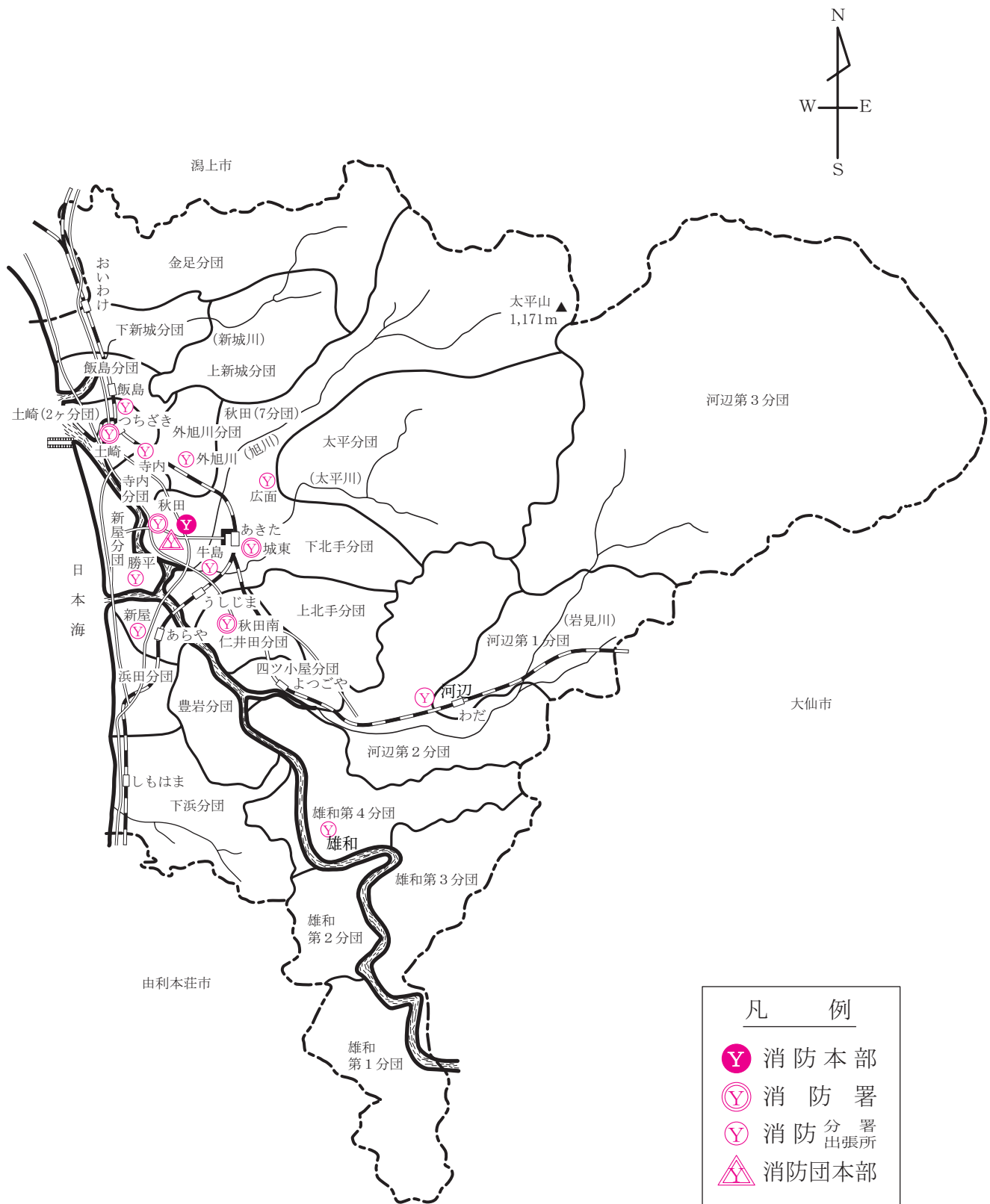
単位消防力

署 所 数	署 所 1 カ 所 当 り			消防吏員数 (本部所属員除く)	消 防 吏 員 一 人 当 り		
	面積(km ²)	人 口	世帯数		面積(km ²)	人 口	世帯数
13	69.6	22,547	10,621	342	2.64	857	403

消 防 組 織 図



消 防 機 関 の 配 置



火 災 の 実 態

1 火災発生状況

令和6年中は70件の火災が発生しました。前年に比べ16件増加しました。

火災種別ごとにみると、建物火災が42件で全体の約6割を占め、その内、住宅の火災は24件でした。そのほか、車両火災が7件、その他の火災が21件となっています。

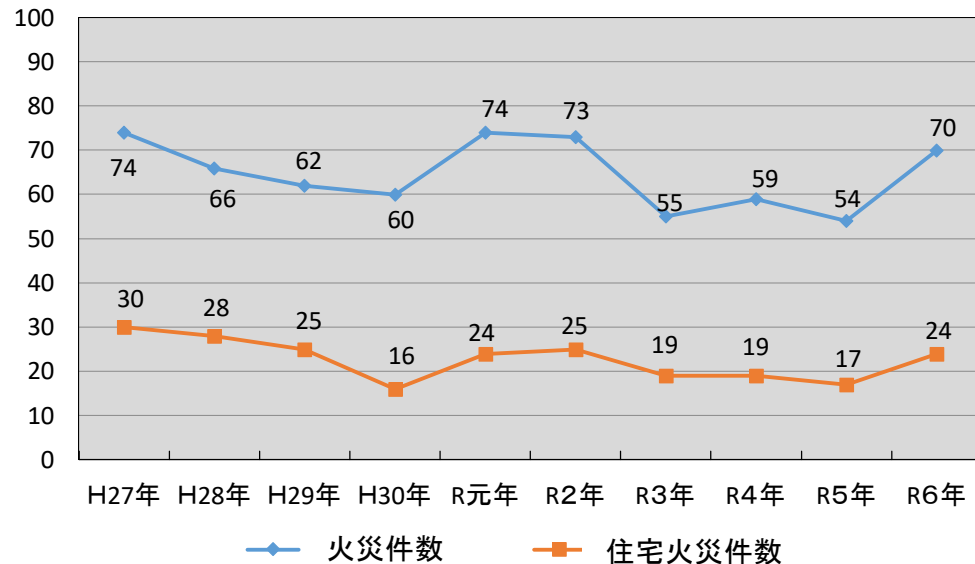
火災により41世帯、78人の方が災されました。

人口1万人当たりの出火件数を示す出火率は2.4件となっており、前年よりも高い出火率となっています。

火災件数

(件数)

火災件数と住宅火災件数の推移(最近10年間)



2 損害発生状況

(1) 損害面積

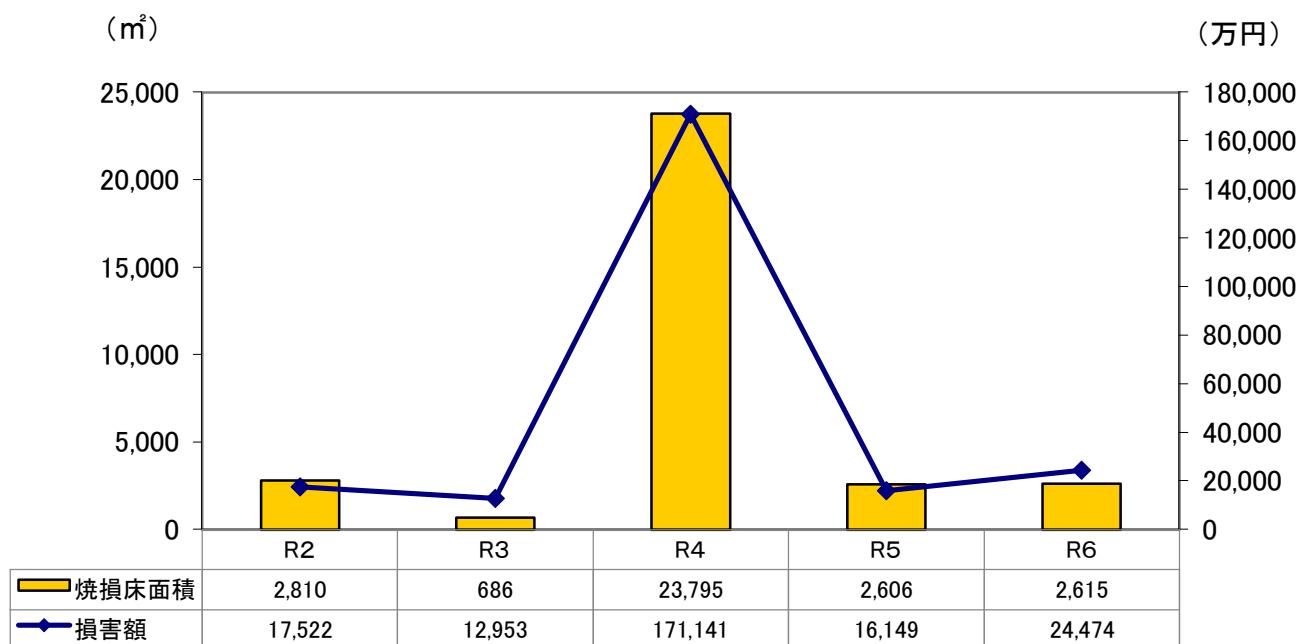
建物の焼損床面積の合計は、2,615 m²で、前年に比べ9 m²増加しているものの、1件当たりの焼損床面積は10.1 m²減少しています。

(2) 損害額

損害額は、約2億5,037万円で、前年に比べ約8,888万円増加しました。1件当たり約358万円、1日当たりでは約69万円の損害があった計算となります。

火災種別ごとに見ると、建物火災によるものが約2億4,474万円、車両火災が約393万円、その他の火災が約170万円となっています。

建物火災における焼損床面積と損害額(最近5年間)



3 死傷者の状況

火災による死者は7人で前年に比べ2人増加し、負傷者については18人で前年に比べ6人増加しました。

受傷した原因をみると消火中や避難中に、熱気を吸い込んで気道を火傷したり、火炎にあおられたりするなど、直接火炎の影響を受けたケースが多く見受けられます。

全国的にみると、住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）のうち、65歳以上の高齢者は7割以上を占めております。本市においても高齢者が犠牲になる火災が発生していることから、春・秋の火災予防運動期間や各種イベント時に高齢者に対する防火対策を広報し、高齢者の死者・負傷者の減少へつなげていきます。

負傷者の受傷時の状況と受傷原因

受傷時の状況 受傷原因	消火中	避難中	就寝中	作業中	その他	計
火炎にあおられる 高温物に接触	3	3		1	1	8
煙を吸う	2	7				9
飛散物・擦過						
放射熱						
飛び降り						
その他				1		1

4 出火原因

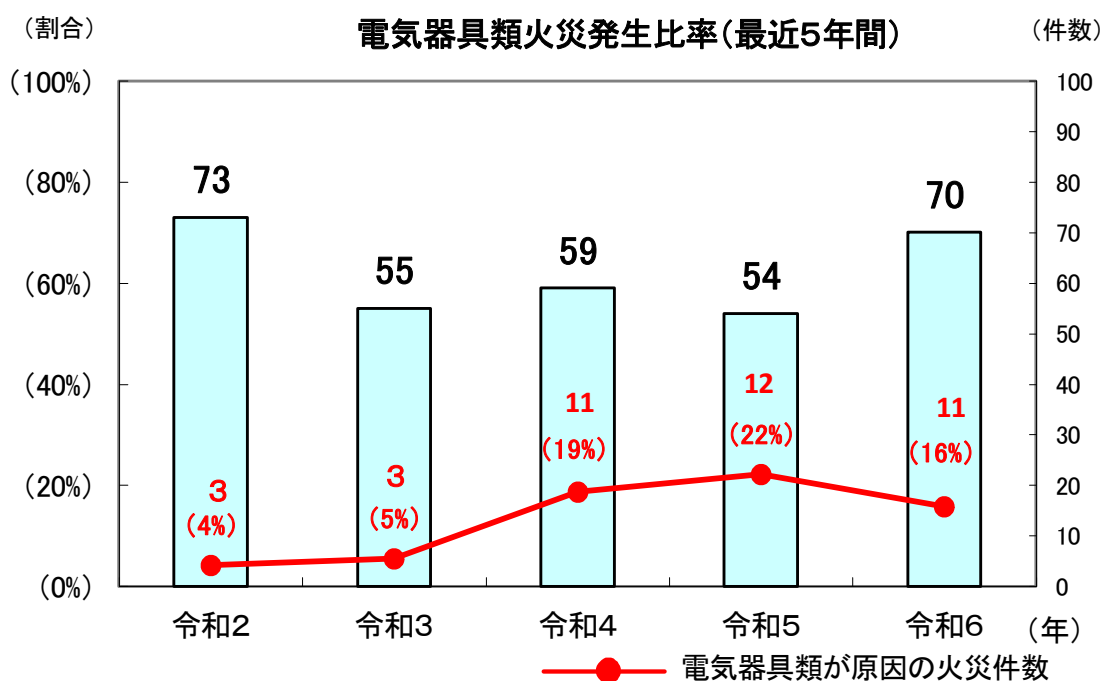
「電気機器」「電気装置」「電灯・電話等の配線」「配線器具」など電気に起因するものが、11件で最も多くなっており、建物内で使用している家電などからの出火が多くなっています。続いて「こんろ」「放火」が6件、「放火の疑い」が4件と、裸火の使用および放火による出火が多くなっています。

5 最近の火災傾向

火災件数は減少傾向にありますが、「電気器具類」が出火原因の第1位となっており、全国的にみても出火原因の上位に入っています。

「電気器具類」による火災が増加している要因として、家庭内で使用する電気製品の増加、多様化および経年化していることなどが考えられます。

また、主な火災原因は使用者等に起因する「不適切な使用」「維持管理不良」であることから、適切な使用方法や維持管理について注意喚起を行っていきます。



予 防

1 査察

予防査察は、予防行政の柱として、消防法の規定により建築物や危険物施設等へ立ち入り、消防法への適合状況を調査し、適合していない場合は是正指導を行い火災の未然防止を図ることを目的としています。

近年の超高齢化社会を背景に、高齢者施設の形態が変化し、これらの施設や病院・有床診療所などでは、相次ぐ法改正により、消防用設備等設置基準の拡大や小規模施設用の消防用設備等の出現など、予防行政の高度化・複雑化をもたらしております。また、一般住宅や共同住宅に宿泊させる民泊への対応など、予防行政を取り巻く環境は大きく変化しており、定期的な立入検査はもとより、出火危険・人命危険に応じた立入検査を行い、適切な査察指導により違反対象物の根絶に努めております。

防火対象物立入検査実施状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
防火対象物数	10,008	9,976	9,961	9,940	9,934
立入検査実施件数	2,013	2,364	2,473	2,516	2,320

2 防火・防災管理制度

防火管理とは、火災等の災害を予防し、また、有事の際の被害を最小限に抑えるため、防火対象物の関係者が自主的に防火対策を推進することです。具体的には、消防法で多数の者を収容する対象物の関係者に防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備等の維持管理、消火・避難訓練の実施など防火管理上必要な業務を行うことを義務付けているものです。

また、防災管理とは、大規模地震発生の切迫性が指摘されている状況を踏まえ、これら地震等の災害から被害の軽減を図るため、防災管理者の選任、地震および特殊な災害に対応した消防計画の作成、避難訓練の実施など防災管理上必要な業務を行うことを、一定の大規模・高層の建築物の管理権原者に義務付けているものです。

受 講 状 況

	令和 5 年度	令和 6 年度	累 計
甲種防火管理新規講習	甲種 489	甲種 430	昭和 36 年度から 18,967
	乙種	乙種	39
甲種防火管理再講習	39	48	平成 17 年度から 1049
防災管理新規講習	40	24	平成 21 年度から 623
防火・防災管理再講習	39	36	平成 26 年度から 307

3 防火対象物・防災管理点検報告制度

防火対象物点検とは、防火管理の徹底を図るため、一定の防火対象物の管理権原者が防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）に防火管理業務の状況、避難施設の維持管理状況等について1年に1回点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告するものです。

また、防災管理点検とは、地震等の災害から被害の軽減を図るため、一定の大規模・高層の建築物の管理権原者が防災管理に関する専門的知識を有する者（防災管理点検資格者）に業務の実施状況について1年に1回点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告するものです。

これらの防火対象物で継続して消防法令を遵守し防火・防災管理業務が適正に行われ優良であると認められた場合は、この点検報告を一定期間免除する特例認定制度も併せて制定されました。

なお、点検資格者における点検の結果が点検基準に適合している場合や特例防火対象物として認定された場合には、その旨を表示することができ、建物の利用者に対し情報提供ができるものです。

防火対象物点検の特例認定状況

	令和 5 年度	令和 6 年度
要 点 検 対 象 物 数	355	353
特 例 認 定 数	65	37
特例認定済対象物	142	133
不 認 定 数	4	2
失 効 数	2	1
取 消 し 数	0	0



防火優良認定証
(認定対象物)



防火基準点検済証
(点検基準適合)

防災管理点検の特例認定状況

	令和 5 年度	令和 6 年度
要 点 検 対 象 物 数	32	32
特 例 認 定 数	1	3
特例認定済対象物	4	4
不 認 定 数	0	1
失 効 数	0	0
取 消 し 数	0	0



防災優良認定証
(認定対象物)



防災基準点検済証
(点検基準適合)

4 防火対象物に係る表示制度

平成 24 年 5 月に広島県で発生したホテル火災による被害の重大性を考慮し、ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化および消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るため表示を行うもので、防火管理者を定めなければならないホテル・旅館等のうち、地階を除く階数が 3 以上のものが対象となります。この表示制度は関係者からの申請によるもので、令和 6 年度末現在で表示を行っている対象物は 7 件です。

5 違反对象物に係る公表制度

平成 30 年 4 月 1 日から消防法令に重大な違反のある建物を公表しています。この制度は、建物を利用する方がその建物の危険性に関する情報を入手し、利用について判断することができるよう、消防機関が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。公表の対象となる建物は、飲食店、物品販売店舗など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など火災が発生した場合に自ら避難することが困難な方が入所している建物が該当します。建物に義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない場合が公表の対象です。秋田市消防本部のホームページへの掲載および消防本部、各消防署での閲覧による方法で、違反对象物の名称、所在地および違反の内容を公表します。

令和 6 年度は公表に該当する対象物はありませんでした。

6 消防同意事務

建築物の新築、増築、改築等における確認申請の際には、消防法第 7 条の規定により

建築主事又は指定確認検査機関に対し、防火に関する規定に違反しないものに消防長が同意をしています。

令和 6 年度の消防同意件数は 466 件で、前年度に比べ 10 件減となっています。

過去 5 年間の同意件数

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
同意件数	564	561	492	476	466

7 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼稚園、保育園ごとに編成し、子どもたちの防火に対する関心と理解を深めるとともに、火災予防行事を通じ市民に密着した予防活動を行っています。

主な活動として、昨年は幼稚園、保育園のクラブ員に対して花火教室を開催し、防火意識の高揚を図っています。

幼年消防クラブ活動状況

区分	クラブ数	クラブ員数	参加人員
幼稚園・保育園	8	815	400



「園児に対する花火教室」



「幼年消防クラブによる防火活動」

8 秋田市防火安全協会

(1) 会の目的

この協会は、防火思想の普及宣伝ならびに会員事業所の防火管理体制の確立と、危険物施設の適正な維持管理の徹底および消防用設備等施設の整備と強化を促進し、もって火災等の災害防止を図り、社会公共の安全に寄与することを目的として設立されたものです。

(2) 加入事業所数

281 事業所

(3) 主な事業内容

- ア 防火思想の普及宣伝
- イ 火災予防対策の研究
- ウ 危険物の災害予防対策ならびに研究
- エ 火災予防資料の収集と配布
- オ 消防機関から受託した事業
- カ 自衛消防の技術向上
- キ 消防関係法令講習会
- ク 消防機関との連絡調整
- ケ 会員相互の融和・親睦等

9 住宅用火災警報器

本市では平成 23 年 6 月 1 日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置場所は全ての寝室と階段の上部となっており、火気を取り扱う台所については努力目標と位置付けしています。

消防庁による全国的なデータでは、近年の住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。以下同じ。）の発生状況を見ると、逃げ遅れが最も多く、全体の約 41%を占めており、年齢別では 65 歳以上の高齢者が約 75%を占めています。また、死者の発生状況を時間帯別にみると、火災死者数は就寝時間帯の方が多くなっています。つまり、就寝時間帯が昼間に比べて人命の観点で危険性が高いと言えます。このため、必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、寝室に設置することとされました。また、寝室が 2 階にある場合などでは、階段にも設置することになっています。これは階段が火災による煙の集まりやすい場所であることや、2 階などで就寝している方にとっては、ほとんどの場合唯一の避難経路となるためです。

本市における住宅用火災警報器の設置率は、令和 6 年 6 月 1 日時点で 89.2%（秋田市消防本部推計）にとどまっていることから、今後も設置率 100%を目指し、継続的に普及啓発活動を行ってまいります。また、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから 10 年以上が経過していることから、既に設置済みの住宅に対しても、定期的な点検による適正な維持管理、電池切れや機器の劣化に伴う交換の必要性などについても周知してまいります。

10 主な行事

令和 6 年度中の火災予防行事および広報活動

- (1) 春の火災予防運動・・・4 月 7 日（日）～4 月 13 日（土）
- (2) 消防と子どもの集い・・・5 月 5 日（日）
- (3) 幼稚園、保育園の防火指導・・・7 月
- (4) 秋の火災予防運動・・・11 月 3 日（日）～11 月 9 日（土）
- (5) 文化財防火デー・・・1 月 26 日（日）

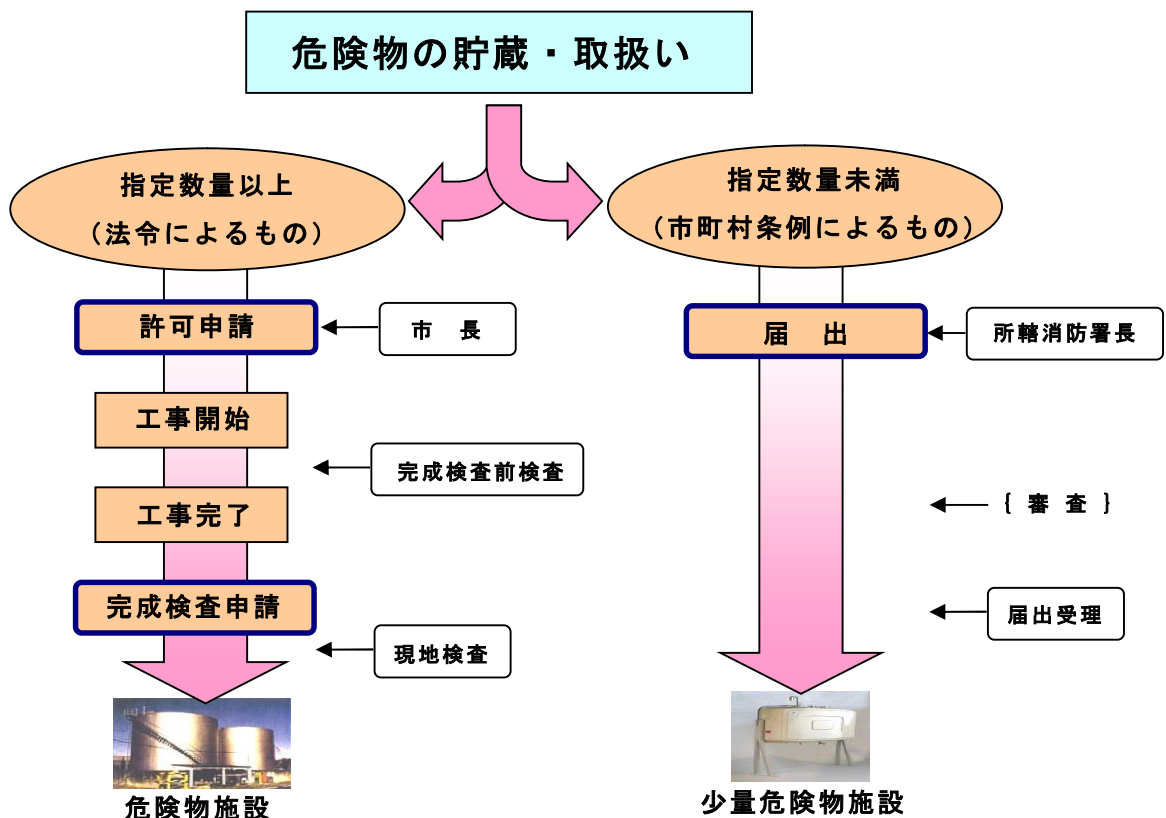
危険物

1 危険物規制事務の概要

一般的に、危険物には可燃性ガス、火薬類、毒物、劇物、放射性物質等様々なものがありますが、消防法（以下「法」という。）では、法別表第1の品名欄に掲げる物品で、一定の危険物性状を有するものが「危険物」とされ、危険物は、それ自体が発火又は引火しやすい危険性を有しています。

また、法では「火災発生の大い」 「火災拡大の大い」(延焼速度が大い) 「消火困難性が大い」等の特性を持つ危険物を火災予防上の観点から、その貯蔵、取扱いおよび運搬について規制することで、市民生活の安全を確保しています。

品名ごとに定められた数量（指定数量）以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする場合は、その位置・構造・設備について、危険物の規制に関する政令の基準に適合させ、市長の許可を受けなければなりません。



また、危険物施設においては、危険物取扱者（危険物取扱者免状所持者）以外の者は、危険物取扱者の立会いがなければ危険物を取り扱ってはならず、一定の危険物施設では危険物保安監督者を選任し、その貯蔵、取扱いに関する保安体制の整備を図らなければなりません。

なお、「指定数量」未満であっても秋田市火災予防条例で定められた数量以上の危険物（少量危険物）あるいは消火困難な物質等で指定されたもの（指定可燃物）を貯

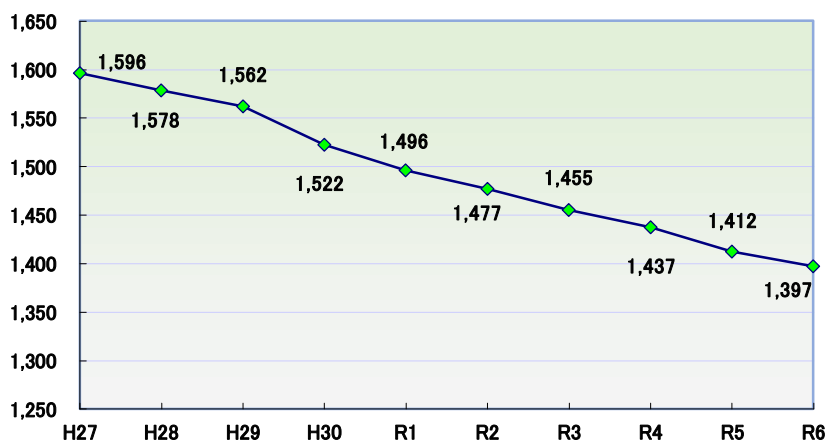
蔵する場合には消防署長に届け出なければなりません。

2 危険物施設の推移

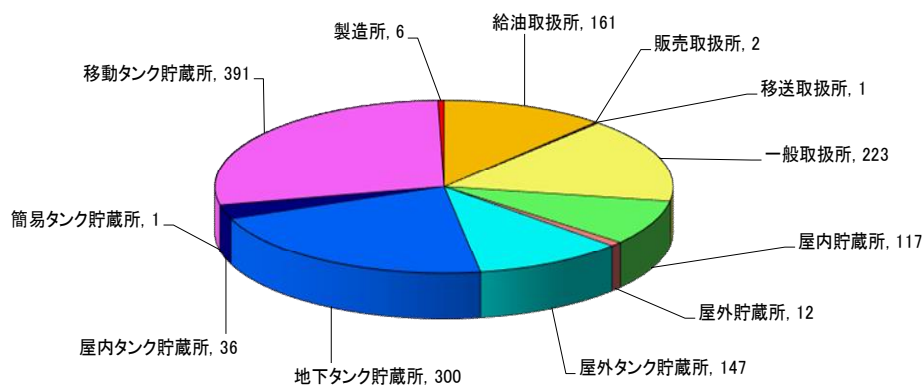
令和6年3月31日現在、全国には38万1,569の危険物施設があります。本市は、北東北の日本海沿岸に位置する商工業港を持つ中核市で、石油コンビナート等特別防災区域を有していることもあり製造所、屋外タンク貯蔵所をはじめ、令和6年度末現在で412事業所1,397の危険物施設があります。

施設数の推移を見ると、近年は減少傾向を示しており、前年と比較すると15施設減少しています。

秋田市における危険物施設数の推移



危険物施設数の状況



近年、危険物施設数は減少しているにもかかわらず火災・流出事故発生件数は高い水準で推移しています。これらの背景には、厳しい経済状況下での人員や設備投資の削減、長期間使用による経年劣化、雇用体系の変化や保守管理業務の社外委託などの影響が指摘されているところです。このように危険物を取り巻く環境は常に変化しており、本市においては無事故を目指し立入検査の充実、危険物施設関係者および危険物取扱者の安全管理意識の向上を推進し、危険物施設の保安体制の確保に努めています。

救 急

1 救急体制

本市では、昭和 38 年 4 月に 1 台の救急自動車で救急業務を開始して以来、現在では 4 消防署、3 分署、2 出張所に 9 台の救急自動車を配置し、年間 1 万件を超える救急要請に対応しています。

全ての救急自動車には「ドルフィン」のマークが標示されていますが、これは、「親しみやすく、優しく、素早いイルカのように…」との思いを込めて市民が命名してくれた愛称です。

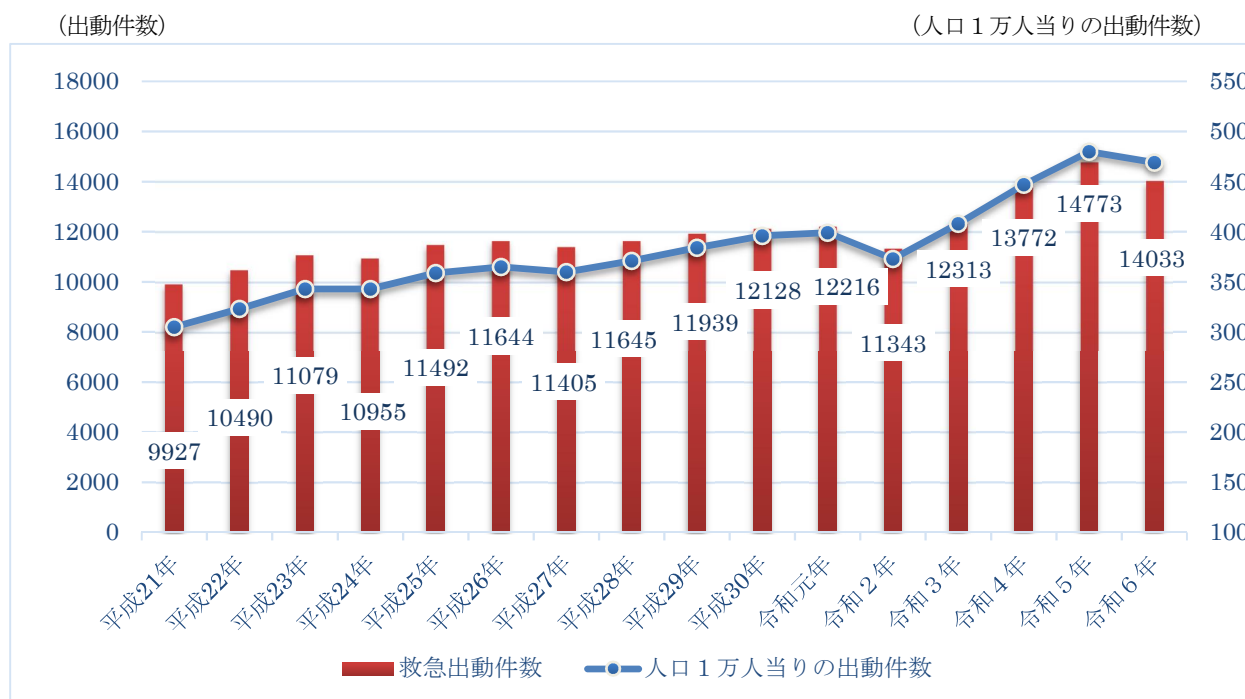


ドルフィンマーク

救急出動件数は、令和 2 年に新型コロナウイルス感染症の影響により減少したものの、令和 3 年以降は再び増加に転じました。令和 6 年中は出動件数が 14,033 件（1 日平均 38.3 件）で前年に比べ 740 件、搬送人員が 12,915 人（1 日平均 35.3 人）で前年に比べ 658 人減少しました。

なお、搬送した傷病者の内訳は、急病によるものが 9,242 人と最も多く、全搬送人員の 71.6% となっており、また 65 歳以上の高齢者搬送は 8,876 人（68.7%）でした。

救急出動件数の推移



2 救急救命士・救急隊員の養成

平成3年の救急救命士法制定に対応し、平成4年5月、本市で初となる救急救命士が誕生したほか、救急自動車と高度救命処置用資機材を配備し、救急業務の高度化推進事業をスタートしました。

以後、毎年計画的に救急救命士を養成し、現在では、救急救命士有資格者が84人（内実働救命士61人）となっているほか、救急Ⅱ課程以上の有資格者158人（実働隊員）が日々「健康で安全安心に暮らせるまちづくり」の一翼を担っています。

本市では、今後も救急自動車と高度救命処置用資機材の更新整備のほか、救急救命士や救急隊員の養成を計画的に行っていきます。



救 急 自 動 車



秋田周辺地域救命技術訓練大会

3 救急隊員教育

全ての救急車には250時間以上の専門教育を受けた救急隊員が搭乗していますが、救急の高度化や医療の進歩に的確に対応するためには、救急救命士をはじめとする救急隊員の知識、技術の向上が不可欠です。このため、市内救急病院の協力を得ながら救急救命士の生涯教育をはじめ、処置範囲の拡大などに対応するための病院実習や就業前教育を積極的に推進しています。



専門医から直接指導を受ける救急隊員



習 熟 訓 練 風 景

4 救急救命士の処置範囲拡大

救急救命士法の改正により、追加教育等の所定の条件を満たした救急救命士は平成16年7月から気管挿管、平成18年4月から薬剤投与、さらに、平成26年4月から重度傷病者に対し「心肺機能停止前の静脈路確保と輸液」、「血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」の実施が可能となりました。

令和7年4月1日現在、実働救命士のうち、気管挿管が実施可能な救急救命士は24人、薬剤投

与が実施可能な救急救命士は61人となっています。今後も救命処置の範囲拡大に伴い、新たな救命処置を実施できる認定救急救命士の養成を図ります。

5 メディカルコントロール体制

メディカルコントロールとは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障するもので、ホットラインによる救急隊員への指導・指示・助言体制や、救急活動の事後検証および救急隊員の教育体制を構築することを主な目的としています。

本市は、平成15年4月から、五城目町や男鹿地区、湖東地区からなる「秋田県MC協議会秋田周辺地域協議会」に所属し事務局を担当しています。今後も医師や関係機関との連携を図りながら、このメディカルコントロール体制の充実に努め、地域におけるプレホスピタル・ケア（病院前救急体制）の更なる向上を目指していきます。

6 応急手当の普及啓発

重病人やけが人が発生した場合、いかに早く適切な救命手当が実施されたかが、その後の生命予後を大きく左右します。特に心肺停止傷病者では、救急隊が現場に到着する前から、現場に居合わせた市民による的確な救命手当が行われる必要があります。本市では、一人でも多くの市民に応急手当を習得してもらおうと、平成6年1月から町内会や事業所、各種サークルなどを対象に、心肺蘇生法を中心とした救命講習会を開催しています。また、平成17年度からは訓練用AEDを使用し、安全なAEDの使用方法も含めた救命講習の普及啓発に取り組んでいます。



救命講習会の様子

講習会は、消防署が「広報あきた」等により受講者を募集して行うものと、市民の方々の要望を受けて行う二つの方法で行っており、令和6年中では「普通救命講習Ⅰ～Ⅲ」「上級救命講習」をあわせて153回実施し、2,254人の市民が修了証の交付を受けています。また、規定の講習内容や時間にとらわれない、市民の要望に応じた「その他の救命講習」「救命入門コース」もあわせて242回実施し、5,496人の市民が受講しております。

このように、本市における市民の高い受講率は、実際の救急現場における救命手当の実施率や救命率向上の成果としても現れています。令和6年中では、393人の搬送心肺機能停止傷病者に対し、59.5%にあたる234人に心肺蘇生法等の救命手当が実施され、19人が1ヵ月以上生存しています。

7 AED設置施設標章の交付

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓の働きが突然停止してしまった人に対し、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための機器で、平成16年7月から医療従事者以外の一般市民も使用できるようになりました。

本市では、AEDの普及促進と救急体制の充実に図る取組みとして、AEDを設置し、従業員等が必要な講習を受講しているなど、一定の要件を満たした施設に対して、その申請に基づき標章を交付しています。また、標章の交付を受けている施設（福祉施設等は除く）で傷病者が発生

し、AEDが使用された場合は、AEDの電極パッドの無償給付を受けることができます。
令和7年4月現在では、事業所や物販店、公共施設など422施設が標章の交付を受けています。



AEDと交付された設置標章



AED設置標章デザイン

8 PA連携

PA連携とは、ポンプ車隊（Pumper）と救急隊（Ambulance）が同時に出動し、連携して活動することをいいます。たとえば、通報内容から傷病者が重症以上と予測され、救出救護が必要であると判断した場合や救急隊が現場到着までに時間を要する場合などは、直近の消防車も同時に出動させ、救急隊が到着するまでの間、消防隊員（救急有資格者や応急手当指導員）が応急処置と情報収集を行うことにより、救命効果の向上と初動対応の迅速化を図ることができます。

本市では、平成16年2月からPA連携を導入していますが、令和6年中のPA連携出動件数は、救命対応事案（通報内容から心肺機能停止等の重篤な傷病者と予想される場合）、救急応援事案（通報内容から搬送困難が予想される場合）および交通事故（救助事故以外）を合わせて2,166件です。このうち、消防隊が救急隊に先行して現場に到着し応急処置等の活動を実施したのは668件（30.8%）でした。



PA連携の様子

9 民間の患者等搬送事業者の認定

本市では利用者の安全と利便を確保するため、患者等搬送事業者のうち、一定の要件を満たした事業者に対し認定を行っています。

認定を受けた事業者の患者等搬送用自動車には、応急手当や搬送法についての講習を修了した乗務員が乗車しており、応急手当に必要な資機材を積載しています。

患者等搬送事業指導認定状況		令和7年3月末現在
	両用	いす
認定事業者数	6事業所	3事業所
患者等搬送用自動車	7台	4台
患者等搬送用乗務員 適任証交付人数	19人 (うち、車いす専用2人)	

両用 ; ベッドと車いすのどちらでも乗車可能

いす ; 車いす専用車



自動車に貼付されるマーク

救 助

1 救助体制

本市は、平成 17 年 1 月 11 日の市町合併により、陸路・海路・空路のすべての交通結節点を有する県都として、また、北日本の中核都市として発展を続けており、複雑・多様化の度合いを深める災害や事故に備えて、4つの消防署に救助隊を配置しています。

救助隊は、生命の危険にさらされている被災者を安全、確実、迅速に救出することを任務としており、救助隊員には、長時間の活動に耐え得る体力、決して諦めることのない精神力、災害時のあらゆる場面に対応できる高度な技術と豊富な知識が必要とされています。そのため救助隊員は、市民生活を取り巻くあらゆる災害に対応すべく、実災害に即した訓練を実施し、日々、災害対応能力の向上に努めています。

また、年々多様化かつ高度化する救助事故に的確に対応し、要救助者の救命率向上を実現するため、DMAT（災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team）等の医療機関との連携訓練を定期的実施し、救助体制の充実強化を図っています。

2 高度救助隊の発足

平成 7 年 3 月に発生した地下鉄サリン事件や、平成 13 年 9 月に発生したニューヨーク同時多発テロ事件以降、国内外でテロ災害に対する脅威と社会的関心が高まるとともに、消防機関が行う救助活動の対象は、火災や交通事故、自然災害はもとより、鉄道・航空機等の重大事故、放射性物質や有害化学物質、生物剤の漏洩事故等、特殊化・専門化傾向を強め、これら特殊災害に対応する資機材の開発整備と専門的知識を有する職員の育成が急務となりました。

また、平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震や、平成 17 年 4 月に発生した JR 福知山線列車事故では、土砂崩落や爆発・可燃性ガスの漏洩等、二次災害発生の危険を伴う重大な活動障害が生じ、救助活動が大きな制約を受けたことから、より高度な技術や資機材を整備する必要性が生じました。

このように、多様化・複雑化の様相を呈する大規模災害や特殊災害に対して、救助体制を強化し、より迅速かつ効果的な救助活動を実現するため、消防庁は、平成 18 年 4 月に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」を改正し、新たな高度救助用資機材を装備した「高度救助隊」を各中核市に設置することとし、本市では、平成 19 年 4 月 1 日、人命救助に関する高度な知識・技術を有する専任救助隊員で編成する高度救助隊（通称 ASRT（アサート）：Akita Super Rescue Team）を設置して、救助技術および資機材の高度化を推進しています。



医療機関（DMAT）との連携訓練



化学テロを想定した災害対応訓練

3 緊急消防援助隊

大規模災害や特殊災害が発生し、被災した地域の消防力のみでは対応が困難な状況に陥った場合、市町村あるいは都道府県の行政区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要があります。

緊急消防援助隊は、平成7年1月の阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、国内における大規模災害の発生に備えて、全国の消防機関相互の援助体制を構築し、消防活動をより効果的かつ迅速に実施するために創設された制度です。

緊急消防援助隊に登録された部隊は、平常時はそれぞれの地域の消防責任を担う一方で、他の都道府県において大規模災害や特殊災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示に基づき、速やかに被災地へ応援出動して救助活動を実施します。

本市では、平成9年以降、災害対応特殊救助工作車、津波・大規模風水害対策車等の車両や資機材を導入して緊急消防援助隊に登録し、秋田県隊の中核として広域応援体制の整備を図っています。

本市からは、これまでに緊急消防援助隊として、平成15年9月26日に発生した十勝沖地震で5隊16名が出光興産(株)北海道製油所に、平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震で7隊25名が岩手県奥州市および宮城県栗原市に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で47隊158名が岩手県宮古市に、15隊42名が宮城県南三陸町に、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震で7隊30名が北海道厚真町にそれぞれ出動しました。また、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風では10隊46名が宮城県丸森町に出動し、救助活動を行ったほか、令和7年2月26日には大船渡市林野火災へ出動し、35隊166名が消火活動を行いました。

消防庁では、緊急消防援助隊の技術および連携能力の向上に資するため、各都道府県・市町村の協力のもと、全国合同訓練および地域ブロック合同訓練を実施しており、毎年、本市からも各訓練へ部隊を派遣し、広域応援体制の検証を行っています。

令和6年11月2日、3日には本市を主会場として、地域ブロック合同訓練を実施しました。



宮城県丸森町での救助活動
(令和元年東日本台風)



地域ブロック合同訓練

4 国際消防救助隊

消防庁長官の派遣要請に基づき参集する国際消防救助隊員は、海外で大規模災害が発生した際に日本国政府が派遣する「国際緊急援助隊救助チーム」の一員として、その高度な救助技術と能力を発揮し、被災国の人々に救いの手を差し伸べます。

本市では、高度救助隊員6人を国際消防救助隊員として消防庁に登録しており、平成27年4月25日に発生したネパール地震災害に総務省消防庁からの派遣要請を受け、職

員 1 名を首都カト・マンズでの捜索活動のため 14 日間派遣しています。

登録隊員は、消防庁や独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際消防救助隊セミナーや国際緊急援助隊救助チーム総合訓練に参加することによって、海外での活動を想定した特殊環境下における救助技術および専門的知識を習得し、いつ発生するかわからない災害に備えています。



国際緊急援助隊救助チーム
(ネパール地震災害)

通 信 指 令

1 消防総合通信指令システム

本システムは、火災や救急・救助事故はもとより、地震や風水害など複雑多様化する災害から市民の生命、身体、財産を守るため「より早く・より正確に・より安全に」を主眼とする消防指令業務の効率的運用を図ることを目的に設置されています。

消防無線のデジタル化に伴い、平成28年4月1日から現在の指令システムに移行して運用しており、消防庁舎に設置されている消防指令センターでは指令管制業務に関わる全ての通信を取り扱い、秋田市全域を無線通信でカバーするため、消防本部、セリオン、下浜、スポパークかわべ、竹の花、戸島の6か所に基地局を設置しています。

119番通報は、消防指令センターで一括受付し、出動指定装置と地図等検索装置を連携させることによって正確かつ迅速に火災、救急、救助等の災害種別の判断と発生場所の特定を行い、災害実態に適応する車両を選別して出動を指令します。平成22年3月25日から導入している統合型位置情報通知システムは、固定電話、I P電話およびG P S機能付携帯電話からの119番通報時に通報者の位置情報を地図表示できるため、通報場所を迅速に特定することができます。

大規模災害発生時には通常4席で運用している指令台を指揮台とあわせて最大13席まで拡張することが可能であり、地震や風水害など災害が同時多発的に発生する状況下においても、集中する複数の通報を迅速に処理できる受付体制が確立されています。

消防隊や救急隊等が災害現場へ出動する際は、予告指令、出動指令ともに音声合成装置により自動的に各消防署所へ送出することが可能であり、出動隊は各車両に設置されている端末装置で、災害現場付近の地図情報や通報内容等を確認しながら出動することができます。



消防指令センター

2 多様な通報への対応

災害出動中や深夜などに消防署へ直接駆け込んだ方からの通報にも迅速に対応できるよう、すべての消防署所に駆け込み通報装置が設置されているほか、聴覚や会話に不安のある方からの通報に対応するため、従来からのFAXによる119番通報に加え、携帯電話のインターネット接続機能を利用して文字によるチャット形式で119番通報ができる緊急通報システムを導入しています。

また、外国籍の居住者や海外からの観光客など、日本語による会話が困難な方からの通報への対応や、救急・災害現場での外国語による意思疎通を円滑に行うため、コールセンターを介した同時通訳による多言語三者通話サービスを令和元年6月1日から運用開始し、日本語以外の32言語に対応しています。

3 災害用ドローンの活用

ドローンは、車両や隊員が近接できない場合でも、上空から広範囲に要救助者の検索や安否確認、災害現場の状況把握等を行うことが可能であり、また、映像伝送装置を使用することで、災害現場で撮影した動画や画像をリアルタイムに消防本部や災害対策本部へ伝送することができます。

本市では令和7年4月1日現在、指令課と各消防署（土崎消防署、城東消防署、秋田南消防署）に災害用ドローンを配置し、災害発生時に迅速かつ効果的に情報収集や検索を行うことができる体制を整備するとともに、定期的に操縦員の養成と教育訓練を行い、安全な運用体制の構築を図っています。



ドローン操縦訓練の状況

消 防 団

1 消防団の概要

消防団は市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という崇高な精神に基づいて活動しています。

消防団は火災等の災害発生時に出動し、消火・救助等の現場活動に従事するほか、平常時においても火災予防の広報活動や防災訓練の指導、応急手当の普及啓発等、管轄地域に密着した活動を展開し、地域防災力の向上・地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。

本市では、市域を 32 の地域に分割し、それぞれの地域を管轄する分団を配置しています。また、方面隊制度を採用し、分団単位での対応が困難な災害が発生した場合は、5 方面隊（北部・中央・南部・河辺・雄和）が連携して活動する組織体制を整備しています。

消防団の組織

5 方面隊-32 分団-78 部-146 班

実員 1,483 人

器具置場 138 箇所

消防ポンプ自動車 7 台

小型動力ポンプ積載車 94 台

小型動力ポンプ 40 台

（令和 7 年 4 月 1 日現在）



消防団に配置されている車両
（救助資機材搭載型消防ポンプ自動車）

2 多様な人材の活用

(1) 女性消防団員

近年、地域の安全・安心の確保に対する住民の関心の高まりなどを背景に消防団活動も多様化し、女性団員の活動が多岐にわたって期待されています。

本市では、平成 18 年から女性団員の採用を開始し、軽可搬ポンプを活用した消火訓練や避難所の運営支援訓練、応急手当指導員の育成等を行い、女性団員の能力開発に取り組んでいます。



軽可搬ポンプ操法訓練



避難所運営支援訓練

(2) 機能別消防団員

任務を限定せず全ての活動に参加する基本団員の入団促進を図るとともに、入団希望者の実情に応じて個々の社会経験や能力、活動意欲を消防団で発揮することができるよう、平成 23 年から機能別消防団員を採用しています。

機能別団員の活用例

OB 団員

定年等により退職した消防職員や団員を機能別団員として再任用、消防で培った豊富な経験や知識、技術を活かして現役世代を指導・サポートします。

防災カレッジサポーター

大学生を消防団に採用、地震などの大規模災害が発生した場合、応急手当や避難所運営、通訳等の被災者支援活動を行います。

地域分団支援団員

地域の分団に所属し、火災予防や応急手当の普及啓発活動、分団員の後方支援など、災害活動以外の分野で地域の消防団員をサポートします。

3 消防団協力事業所表示制度

消防団員に占める被雇用者（サラリーマン）の割合が年々上昇していることから、災害発生時等に消防団が効果的に機能するためには、団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠になっています。

従業者が消防団に相当数入団している事業所、勤務時間中の消防団活動に休暇制度を設けて便宜を図るなど、消防団活動に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、標示証を交付しています。



消防団協力事業所表示証

消防団協力事業所の現状

市内 89 事業所を消防団協力事業所として認定し、左の消防団協力事業所表示証を交付しています。（令和 7 年 4 月 1 日現在）

表示証は社屋等に掲示できるほか、パンフレットやホームページ等で PR することも可能で、企業のイメージアップにもつながります。

事業所の地域防災への協力が社会貢献として広く認められるとともに、秋田市が行う建設工事の入札参加資格審査において、評価点数の加点を受けられる等のメリットがあります。